

北海道商工業振興審議会「商業活性化部会」の設置について

1 設置する部会及びその役割

平成24年の制定から5年を経過した「北海道地域商業の活性化に関する条例」について、附則第6項の規定に基づき、条例の施行の状況等について検討を加え、必要な見直し等を行うため、北海道商工業振興審議会に「商業活性化部会」を設置する。

「商業活性化部会」においては、本条例の点検に伴い見直しが必要となる条例、「北海道地域商業の活性化に関する条例施行規則」、「北海道地域貢献活動指針」の改正内容と、新たな「北海道地域商業活性化方策」について、検討を行うものとする。

〔条例〕 附則第6項（検討）

知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

〔方策〕 第1章 策定の趣旨（抜粋）

本方策による取組期間は、条例において「施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」こととされていることを踏まえ、平成29年度までの5年間とします。

2 部会委員

部会長及び部会に属する委員（特別委員を含む）は、北海道商工業振興審議会条例施行規則第5条第3項の規定に基づき、会長が指名する。

委員の構成は、8名程度とし、「北海道地域商業の活性化に関する条例」について検討を行った北海道商工業振興審議会「今後の本道小売商業の振興のあり方検討部会」の構成（学識経験者、経済団体、中小小売店、大型店、消費者、都市計画、まちづくり）を基本とする。（別紙）

3 検討スケジュール

時 期	審議会における検討等
29年7月	・北海道商工業振興審議会への諮問（7月14日） ・「商業活性化部会」における検討（3回程度）
29年11～12月	（パブリックコメントの実施）
29年度内	・北海道商工業振興審議会〔答申〕

北海道商工業振興審議会 商業活性化部会 委員名簿

分野	区分	氏名	所属	備考
学識経験者	特別委員	江頭 進	国立大学法人 小樽商科大学 理事（総務・財務担当副学長）	
経済団体	特別委員	佐藤 季規	(一社)北海道商工会議所連合会 理事	
	特別委員	石本 留美子	北海道商工会連合会 理事	
	特別委員	島口 義弘	北海道商店街振興組合連合会 常任理事	
消費者	特別委員	矢島 収	(一社)北海道消費者協会 専務理事	
中小小売店	委員	小野寺 芳子	なかじま商店街振興組合 理事長 (中島商店会コンソーシアム代表幹事)	本審議会委員
大型店	特別委員	相馬 仁美	イオン北海道(株) 営業本部エリア 推進室 環境社会貢献担当部長	
都市計画	特別委員	久保 勝裕	学校法人 北海道科学大学工学部 建築学科教授	
自治体又は まちづくり	特別委員	酒本 宏	株式会社 K I T A B A 代表取締役 会長	

行政		佐藤 豊美	北海道経済産業局産業部 流通産業課長	オブザーバー
----	--	-------	-----------------------	--------